

※児童福祉法に基づく、障害児通所支援事業です。

児童発達支援事業

集団支援

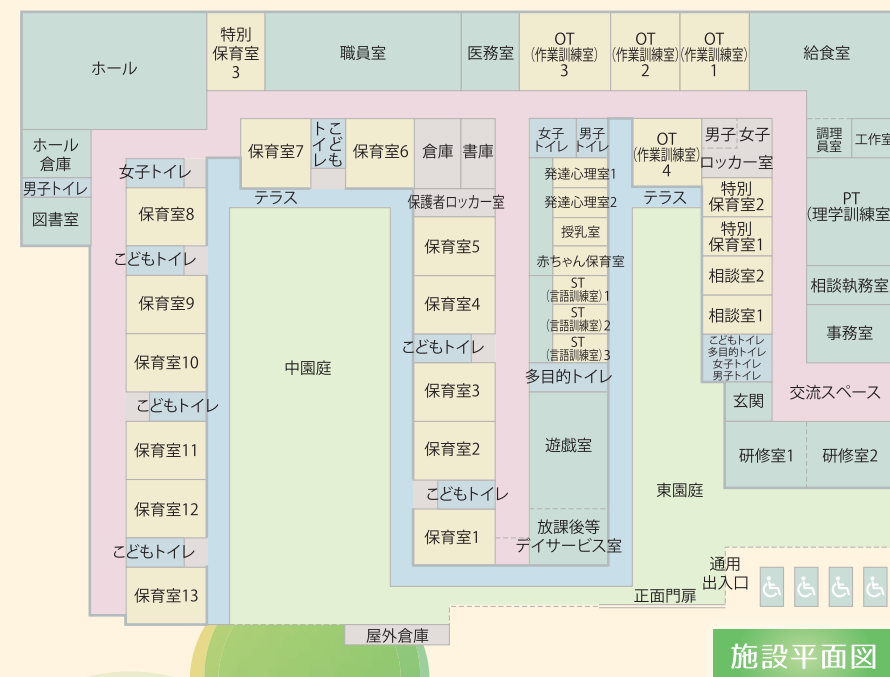
発達が心配な乳幼児（おおむね1歳～3歳）の早期支援の場として、保育園・幼稚園・こども園の入園前に心身の基礎的発達を促すための支援を行います。

個別支援

未就学（おおむね1歳～6歳）で発達が心配な児童を対象に、臨床心理士・言語聴覚士・理学療法士、作業療法士による個別支援を行います。

保育所等訪問支援事業

あけぼの学園の訪問支援員が、児童が生活する保育園・幼稚園・こども園・小学校などを訪問して、児童が集団生活に適応できるような関わり方（工夫）などについて、児童や先生に助言や支援を行います。



施設平面図

居宅訪問型児童発達支援事業

重度の障害がある児童で、通所支援事業を利用するために外出することが困難な児童を対象として、児童の居宅を訪問して発達支援を行います。

放課後等デイサービス事業

集団支援

就学している児童（小学生～高校生）を対象に、学校の授業終了後等に生活能力向上のために必要な集団での発達支援を行います。

個別支援

就学している児童（小学生～高校生）を対象に、学校の授業終了後等に、臨床心理士・言語聴覚士・理学療法士、作業療法士による個別支援を行います。

相談事業

一般相談

こどもの発達や行動、集団生活への適応について、気になることや心配なことなどに対する発達相談を行います。

※児童福祉法に基づく、障害児相談支援事業です。

障害児相談支援事業

通所支援を希望する児童の生活環境や心身の状況等を勘察して障害児支援利用計画を作成し、適切なサービスが利用できるような支援を行います。

巡回相談支援

保育幼稚園課の要請により、専門職が保育園や幼稚園を巡回し、発達に課題がある児童に対して、どのような指導方法がよいかを担任等へアドバイスします。